

研究ノート
-------

## 明治時代の東京にあった外国公館(4)

川崎 晴朗

Ⅲ 1869年から1886年までの外交団・領事団の動き(3)	65
A 外交団(承前)	65
1 2. イタリア	65
1 3. ペルー	68
1 4. ポルトガル	72
1 5. ロシア	74
1 6. スウェーデン・ノルウェー	77
1 7. スイス	80
付・ローマ教皇特使の訪日	83
B 領事団	84
1. イギリス	89
2. スペイン	90
3. ポルトガル	91
4. イタリア	92
5. オランダ	93
6. 米国	95
7. ベルギー	96
8. 北ドイツ連邦(のちドイツ)	97
9. スイス	98
1 0. フランス	98
1 1. ハワイ	99
1 2. ペルー	100
1 3. 清国	102
1 4. チリ	103
付・その他の国の領事官	104

## 〔注〕

1. 本稿全体の構成は前回(本月報 2013 年度/No.1)、目次の注として掲げた(1-2 頁)。III B. の項で 1869 年から 1886 年までの領事団の動きを記述するが、IV 1886 年末の外交団・領事団(A. 外交団及び B. 領事団に分ける。)は次回に掲げることとしたい。このように予想外のスペースが必要になったことについては申し訳なく思っている。
2. 一再ならず述べたように、本稿は外務省が発行している外交団リスト及び領事団リストのうち、初期の版で紛失している分を可能な限り復元することを目的としている。現在、同省外交史料館に蔵置されている最古の版は、外交団リストについては 1887 年(明治 20 年)1 月版、また領事団リストについては同年 1 月版及び 10 月版である。III においては、A. 外交団及び B. 領事団のそれぞれにつき 1886 年までの動きをできるだけフォローした。しかし、B. に関連するが、明治初期の在京領事団の状況は外国人人名録では詳しく分からず、外交史料館の資料に依拠せざるを得なかった。III A についても今後同じ外交史料館の資料でチェックする必要がある。
3. 本稿でしばしば引用する外務省(または同省調査部)編『大日本外交文書』(第 10 巻から『日本外交文書』)について一言したい。本書は第 1 巻(慶応 3 年 10 月—明治元年 12 月をカバー)から第 45 巻(明治 45 年 1 月—大正元年 12 月をカバー)まであり(1936 年—1963 年刊)、さらに『条約改正関係日本外交文書』3 巻が外務省調査部監修・日本学術振興会編で刊行されている(1941—5 年)。本稿にとくに関係があるのは第 1 巻第 2 冊及び第 2 巻第 3 冊のそれぞれ附録 3「明治元年本邦駐在各国外交官及領事官人名録」及び附録 2「明治 2 年本邦駐在各国外交官及領事官人名録」である。本稿では、それぞれ『大日本外交文書』第 1 巻附録及び同第 2 巻附録として引用する。
4. 本稿(2)でオーストリア・ハンガリーの Graf von Zaluski 特命全権公使の信任日を誤って 1883 年(明治 16 年)9 月 5 日としたが(2012 年度/No. 1、54 頁)、同年 11 月 2 日が正しいので訂正する。『明治天皇紀』第六も(131 頁)、明治 16 年 1 月 5 日付太政官文書局『官報』も(6 頁)、また 1887 年 1 月版外交団リストも 1883 年 11 月 2 日を信任日としている。ちなみに、『官報』によると von Zaluski 公使には Heinrich Philipp von Siebold 書記官が随行していたという。(von Siebold はドイツ人であるが、1872 年 2 月からオーストリア・ハンガリー公使館に勤務していた。)なお、本稿(2)で von Zaluski を誤って von Zaluskie とした。あわせて訂正する。それにしても、各国の外交団・領事団リストには時々誤植がある。留意すべき点であろう。
5. 本稿の推測にわたる部分は筆者個人のものであることをお断りしたい。

### III 1869年から1886年までの外交団・領事団の動き(3)

1906年(明治39年)5月2日

「新任瑞西國特命全權公使法律博士ポール、リッテル、天皇に鳳凰の間に謁して信任状を上り、次いで其の妻と俱に皇后に桐の間に謁す、儀例の如し、」

— 『明治天皇紀』第十一、544頁\*

#### A 外交団(承前)

##### 12. イタリア

##### ●外交史料館資料

「在本邦各国公使館員任免雜件 伊国之部」(6.1.8.2-1) / 「伊太利国仮公使館用トシテ芝三田功運寺貸渡一件」(3.12.4.1) / 「麴町区裏霞関四番地伊国公使館用地トシテ貸渡一件」(3.12.1.9) / 「伊太利国公使館館員館外相对借家雜件」(3.12.4.23)

4	January	1869	Comte Sallier de la Tour	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
8	November	1870	Comte Alessandro Fé d'Ostiani	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
18	May	1873	Comte Litta	Chargé d'Affaires a.i.
2	October	1874	Comte Alessandro Fé d'Ostiani	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
21	July	1877	Comte Raffaele Ulisse-Barbolani di Cesapiani <sup>A</sup>	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
27	June	1882	E. Martin Lanciarez	Chargé d'Affaires a.i.
7	February	1885	Commandeur Renato de Martino	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary

<sup>A</sup> Ulisse-Barbolani di Cesapiani 公使は、1878年4月26日に再度信任状を捧呈している。本文を参照されたい。

\*) スイスは1906年5月2日、Dr. Paul Ritter 公使を信任せしめるまで日本では外交使節の性格を有する領事官によって代表されていた。Ritter 公使が信任されたのは本稿の範囲からは外れるが、ここに『明治天皇紀』の関連記事を引用した。

(1) 既述のごとく、イタリアの初代駐日代表の de la Tour 公使が信任されたのは 1869 年 1 月 4 日 (明治元年 11 月 22 日) であった。

de la Tour 公使はおそらくシャムに信任状を呈する目的で 1869 年 11 月 16 日 (明治 2 年 10 月 13 日)、同国に赴いたが、その前日、外務卿及び外務大輔に不在中は在横浜・東京 Robecchi 領事が代理公使 (正確には臨時代理公使であると推定される。) の資格で事務を取扱う旨通知している (『大日本外交文書』第 2 巻附録、31 頁)。

de la Tour 特命全権公使は他国に転勤を命ぜられ、1870 年 4 月 15 日 (明治 3 年 3 月 15 日)、朝見した。その模様は『明治天皇紀』第二に述べられている (279 頁)。

(2) de la Tour 公使の後任は Fé d'Ostiani 特命全権公使で、1870 年 11 月 8 日 (明治 3 年 10 月 15 日) に信任された (『明治天皇紀』第二、345 頁)。『明治天皇紀』第二によると、このとき公使は「公使館書記官ピサ等七人を伴ひて参朝」した (345 頁)。「ピサ」は Dr. Ugo Pisa である。

『明治天皇紀』第三によると、1873 年 (明治 6 年) 2 月 22 日、明治天皇が Fé d'Ostiani 公使が「歸國せんとするを以て、」同公使を引見され、勅語を賜ひて暫時の別を惜ませられた (27 頁)。Fé d'Ostiani 公使の帰国は一時的なもので、Comte Litta 書記官が代理公使として来日、同年 5 月 18 日、明治天皇は Litta 代理公使に謁を賜わった (70 頁)。また、同じ『明治天皇紀』は 1874 年 (明治 7 年) 9 月 18 日、Litta 代理公使が参内、駐日公使の交代に関する同国皇帝の親書を捧呈したと述べている (306-7 頁)。Fé d'Ostiani 公使は 1874 年 (明治 7 年) 9 月帰任、明治天皇は 10 月 2 日、同公使に内謁見を賜った (『明治天皇紀』第三、314-5 頁)。『明治天皇紀』は Litta 書記官が代理公使であったのか臨時代理公使であったのか明らかにしていないが、上表では、Litta 書記官が臨時代理公使であったとして扱った。

(3) Litta 書記官は帰国することとなり、1875 年 (明治 8 年) 1 月 14 日、Fé d'Ostiani 公使は同書記官を伴って拝謁した (『明治天皇紀』第三、381-2 頁)。

(4) Fé d'Ostiani 公使の後任、Comte Raffele Ulisse-Barbolani di Cesapiani 特命全権公使は 1877 年 (明治 10 年) 7 月 21 日、信任された (『明治天皇紀』第四、215-6 頁)。

Ulisse-Barbolani di Cesapiani 公使は 1878 年 (明治 11 年) 4 月 26 日、再度信任

された。これは同年 1 月 9 日、ヴィットーリオ・エマヌエーレ 2 世が没し、Ulisse-Barbolani di Cesapiani 公使が新国王により改めて任命されたためである。

『明治天皇紀』第四は、天皇は「伊太利國皇帝ウンベルト一世が即位を報じたまふ所の國書、及び自己新任の國書を捧呈せんがため拝謁を請へるを以て、」引見された、と述べている (401 頁)。

Ulisse-Barbolani 公使夫妻は休暇を得て帰国することとなり、1881 年 (明治 14 年) 2 月 23 日、天皇・皇后両陛下は同夫妻を引見された (『明治天皇紀』第五、283-4 頁)。Martin Lanciarez が臨時代理公使に任命された。

Ulisse-Barbolani 公使は日本に帰任することがなかったと見られる。1882 年 (明治 15 年) 6 月 27 日、天皇はイタリア代理公使 Martin Lanciarez (臨時代理公使の意) に内謁見を賜り、「其の捧呈する所の前同國特命全權公使ユリッス・バルボラニーの解任状を領したまふ、」 (『明治天皇紀』第五、726 頁) という。

(5) Ulisse-Barbolani 公使の後任、Commandeur Renato de Martino 特命全權公使が 1885 年 (明治 18 年) 2 月 7 日、信任された。同公使は代理公使 Martin Lanciarez を随えて参内したという (『明治天皇紀』第六、361-2 頁)。

#### イタリア公使館の所在地

de la Tour 公使はシャムではなく日本に居住した。明治政府は三田功運寺に仮公使館を開設するよう勧めたが、de la Tour 公使は浜御殿近くに公使館の建設用地を取得したい旨述べた。結局、イタリア公使館は三田功運寺に仮設された。1869 年 6 月 22 日 (明治 2 年 5 月 13 日)、日本側は de la Tour 公使に芝新銭座の元会津邸を貸渡すことを提案したが、同公使はこれを受けなかった。彼の後任、Fé d'Ostiani 公使は 1871 年 11 月 8 日 (明治 4 年 9 月 28 日)、日本側に松山県邸 (久松従五位邸) 内の一区を借用することにつき斡旋を求めたが、まとまらなかったようである。しかし、同公使は 1872 年 1 月 14 日 (明治 4 年 12 月 5 日)、公使館が三田に移転した旨を通知した。

Fé d'Ostiani 公使は虎之門内丹南県邸の借用を申し入れ、外務省は 1872 年 2 月 2 日 (明治 4 年 12 月 24 日)、正院に対し、東京府が同県邸を引き渡すことを上申した。

同日、正院はこれを認め、3日後の5日(27日)、府はイタリア側にこれを引き渡した旨通知した。地所の面積は2,377坪であった(『東京市史稿 市街篇』第52、680-2頁)。Fé d'Ostiani 公使は1873年(明治6年)2月25日離任したが、同年4月4日、外務省は虎之門のイタリア公使館が狭隘につき、これに隣接する元宮津県邸(1,000坪)を囲込地とする旨通知した。(『東京市史稿 市街篇』第54は、Fé d'Ostiani 公使はかねてよりこの邸地の借用を申立てていたと述べる、368頁。)1875年版人名録ではイタリア公使館の住所は“Tora-no-mon”となっている。

1887年1月版外交団リストは、Martino 公使の住所を麴町裏霞ヶ関三年町4番地としている。イタリア公使館が1887年(明治20年)までに移転したことがわかる。

### 13. ペルー

#### ●外交史料館資料

「在本邦各国公使館員任免雑件 秘国之部」(6.1.8.2-24)

13	November	1874	Juan Federico Elmore	Chargé d'Affaires
4	July	1878	Juan Federico Elmore	Minister Resident
14	October	1884	Juan Federico Elmore	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary

(1) 『明治天皇紀』第三は、1873年(明治6年)3月3日の項で、「是れより先祕露國大統領ドン・マヌエル・バルドー、我が国との交際を開かんとし、海軍船将オーレリオ・ヂー・ワイ・ガルシャを特派全権公使として我が国に駐筈せしむ、是の日、公使、齎す所の國書を捧呈せんとし、……」この日随員とともに参内した、と記述している(35頁)。「ガルシャ」は Aurelio García y García 海軍大佐であるが、ペルー人研究者は、一般に García y García 公使をもって同国の初代駐日代表としている。しかし、当時は日本及びペルーの間に国交が未設定であった。同公使が来日したのは日本及び清国との間に外交関係を樹立するためであって、彼の一行は特別使節団であったというのが筆者の考えである<sup>1)</sup>。また、彼は1872年7月9日(明

1) 筆者は在ペルー大使館に勤務中の1980年9月、*Representantes Diplomáticos y Consulares cambiados entre el Perú y el Japón* と題するリストを作成したが、このリストによってこの

治5年6月4日)、修理のため横浜に入港したペルー船をめぐって突発した「マリア・ルース号事件」の解決をもその使命としていた<sup>2)</sup>。実際に、1873年(明治6年)2月27日、日本に到着したペルーの使節団はまずこの事件につき日本政府と交渉を行ない、6月25日に至り本件につきロシア皇帝に仲裁を依頼することで合意、その旨約定した。つづいて8月21日、日本及びペルー間で修好通商航海仮条約が調印され、両国間に外交関係が開設された。García y García 公使一行は1873年9月上旬、東京を去って横浜に移り、上海に向け日本を発った。なお、在京中の一行の宿舎は築地居留地17番であった<sup>3)</sup>。

García y García 公使の随員は10名であったが、首席随員は Dr. Juan Federico Elmore で、一等書記官の資格を与えられていた。

(2) ペルー大統領が García y García を特命全権公使に任命し、日清両国に派遣することを決定したのは1872年11月5日(明治5年10月5日)のことであるが、同大統領はさらに12月14日(11月14日)、東京に居住するハンブルグ生まれの商人 Oscar Heeren (スペインの副領事であった。)をペルーの在京総領事に任命した。1873年(明治6年)8月27日、すなわち日本・ペルー両国間に外交関係が開設された直後、Heeren はこの資格で認可された。後述のように、Elmore は1874年(明治7年)11月13日、ペルーの初代公使として信任されるが、筆者は、形式的にはそれまで Heeren 総領事が外交使節の性格をもっていたといえるのではないかと思う<sup>4)</sup>。

---

点を明らかにしたつもりである。なお、このリストは、Dr. Carlos Ortíz de Zaballos Paz-Soldán が1981年、日本人ペルー移住80周年記念委員会の援助で公刊した *Iniciación de las Relaciones Diplomáticas entre el Perú y el Japón 1872-1874* に付表として添えられた(国立国会図書館蔵、請求番号 A99-ZP5-A1)。

- 2) 「マリア・ルース号事件」については史学会『史学雑誌』(富山房)、第40編2号(1929年2月)、3号及び4号に掲載の田保橋潔「明治五年の『マリア・ルス』事件」を参照されたい(それぞれ98-114頁、102-113頁及び87-112頁)。
- 3) 外交史料館蔵『日秘修交通商航海条約締結一件』(2.5.1.10)。ここにあった建物は在横浜のドイツ人商人 W. Patow の所有であったが、筆者は Heeren が彼と交渉し、García y García 公使一行のため借り受けた、と考えている。
- 4) 全国市長会『市政』1986年10月、拙稿「ペルーの総領事館」、東京都職員文化会『職員文化』1985年頒春号・早春号(それぞれ同年1月及び3月刊)、拙稿「築地居留地に設けられた外国公館—ペルーの使節団・公使館(1)、(2)」を参照されたい。なお、「外交代表の資格をもつ領事官」の意味については『外務省調査月報』2010年度/No.2の拙稿を参照されたい(8-9頁)。

(3) García y García 公使は清国で同国との国交樹立という使命を果たし、1874年(明治7年)8月1日、帰国のため香港を出発したが、このとき Elmore 書記官を日本及び清国に対するペルー臨時代理公使に仮任命した。この報告を受けたペルーの José de la Riva-Agüero 外相は、Elmore を代理公使に正式に任命した。Elmore 公使は同年11月1日、ふたたび日本の土を踏んだ。(それまでに彼はまず清国に信任されたものと考えられる。)

Elmore 代理公使は11月13日、信任された。『明治天皇紀』第三は、明治天皇は「皇后と俱に出御、内謁見の儀を行はせらる、」としてその模様を描写している(334-5頁)。

1875年4月22日、Julio Benavides 書記官及び Alfredo Benavides アタッシェの2人が横浜に入港した(4月24日付 *The Japan Weekly Mail* 364頁)。2人は兄弟で、García y García 公使の随員でもあった。かくて、Elmore 公使ははじめて公使館員を得たことになる。

Elmore 公使は1876年(明治9年)5月24日、休暇帰国のため離日したが、ペルー政府はその後在日公使館の閉鎖を決定した<sup>5)</sup>。かくて、Elmore 公使は日本に帰任することがなかった。

(4) ペルー政府は東京に公使館を再開設することとし、Elmore 前代理公使が1878年(明治11年)3月18日、こんどは弁理公使に任命された。彼は同年7月4日、信任された。『明治天皇紀』第四は、この日、同公使が「曩に賜暇歸國せしが、今回辨理公使と為り、同國大統領マリアノ・イグナシヨ・プラドの國書を齎し來朝せるを以て、...之れを召見したまふ、」と述べている(431頁)。彼は清国及びハワイを兼ね、北京に居住した。また、1881年(明治12年)6月、米国に対する弁理公使を兼ねることとなり、ここに彼は4カ国に対するペルーの外交代表となった。このとき以降、Elmore はワシントンに居住することになる。彼は、このときは日本に来て信任状を捧呈することはなかったようである。しかし、日本に Pedro R. Beltran を置いたことは1881年版人名録から明白である。彼の資格は“Clerk”となっている。

5) 東京都職員文化会『職員文化』1985年早春号(前掲)、拙稿、48-9頁。



Elmore 弁理公使は 1884 年（明治 17 年）5 月 1 日、米国、清国及びハワイに対する特命全権公使として任命された。『明治天皇紀』第六は、同年 8 月 14 日の項で、「曩に歸國したる前祕露國辨理公使ジュアン・フエデリコー・エルモール、同國內亂戡定したるを以て、更に特命全権公使に任じ日本駐節を命ぜられ、是の日外務卿伯爵井上馨を経て其の國書を捧呈す、時にエルモール亜米利加合衆國駐節公使を兼ねて華盛頓に在り、」と述べている（277 頁）。

Elmore 公使は、1886 年（明治 19 年）、ワシントンを引き揚げた。当然、日本における彼の任務も終了したことになる。（ただし、1887 年 1 月版外交団リストにはまだ同公使が“absent”として掲げられている。）同公使は日本で代理公使、弁理公使及び特命全権公使の三つの資格を経験した珍しいケースである。

(5) ペルー政府は改めて日本に外交代表を派遣することとし、1918 年（大正 7 年）12 月 6 日、Manuel de Freyre Santander 特命全権公使を任命、同公使は翌 1919 年（大正 8 年）4 月 14 日に信任されたが、これは本稿の対象外のことである。

#### ペルー公使館の所在地

Elmore 公使は 1874 年（明治 7 年）12 月 17 日、築地居留地 31・32 番にあった越後村上藩の旧藩邸をペルー公使館として賃貸契約した。1875 年版人名録には同公使館のアドレスは“31, 32, Ts'kidji, Yedo”となっている。

村上藩邸は明治初年、Heeren が住んでいたもので、筆者の考えでは、同藩邸を含む一帯が幕府により外国人居留地に指定されたとき、Heeren の要請を受けて東京府は村上藩旧藩邸を取壊さず、土地・建物をほぼそのまま彼に貸与した。なお、旧 Heeren 邸にペルー公使館が置かれる前に、ここにスペイン及びペルー両国の領事館が設置された。この点に関しては、前掲の『職員文化』1985 年 3 月号及び早春号の拙稿のほか、『都市問題』1985 年 8 月—10 月、拙稿「築地居留地 31 番・32 番—東京における最初の外国商人の居住地—」及び丸善『學鐙』1986 年 4 月—6 月、拙稿「オスカル・ヘーレンと日本」を参照されたい。

1876 年（明治 7 年）後半、上述のように公使館は閉鎖されることになったが、それまで公使館はここで活動していた。

## 1 4. ポルトガル

## ●外交史料館資料

「在本邦各国公使任免雑件 葡国之部」(6.1.8.4-3) / 「東京府平民大倉喜八郎ヨリ葡萄牙国公使『ロレーロ』氏ニ対シ家賃払渡並邸宅明渡請求一件」(3.12.4.30)

19	October	1866 <sup>A</sup>	José Maria da Ponte e Horta	Minister Plenipotentiary (in Macau)
4	August	1868 <sup>A</sup>	Antonio Sergio de Souza	Minister Plenipotentiary (in Macau)
20	November	1873	Visconde St. Januario	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
...	December	1875	José Maria Lobo d'Avila	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
...	August	1877	Carlos Eugenio Correa da Silva	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
15	May	1882	Joaquim José da Graca	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
...	.....	.....	J.A.Corte Reater	Chargé d'Affaires a.i.
10	February	1886	Thomaz de Souza Roza	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
16	February	1886	José da Silva Loureiro	Chargé d'Affaires a.i.

<sup>A</sup> いずれも、駐日公使に任命された旨を外務省に通知した日付。

(1) 前述したように、維新当時のポルトガルの駐日代表は José Maria da Ponte e Horta 全権公使または Antonio Sergio de Souza 全権公使のいずれかで、両者ともマカオに居住し、来日して信任状を捧呈することはなかったようである。しかし、維新後もマカオ総督が駐日公使を兼ねるというポルトガル政府の方針はしばらく変わることがなかった。『外務省調査月報』2010年度/No.2の拙稿で述べたように(8-9頁)、在横浜 Edward Loureiro 領事<sup>6)</sup>が実質的にポルトガルの外交代表の役割をもっていたと考えられる。

(2) ポルトガルは Visconde St. Januario を特命全権公使に任命、同公使は 1873年(明治6年)11月20日、信任された(『明治天皇紀』第三、161頁)。彼は来日して信任

6) Edward Loureiro は、1865年版 *The Chronicle and Directory* の横浜の項にはじめて登場する(236頁)。同地の商社に勤務していたので、明らかに名誉領事官である(『幕末の駐日外交官・領事官』、208頁、注42)。

状を捧呈した最初のポルトガル代表であったと思われる。

(3) St. Januario 公使の後任、José Maria Lobo d'Avila 特命全権公使は 1875 年 (明治 8 年) 12 月に信任された。『明治天皇紀』に関連記事がなく、正確な信任日は明らかでない。

(4) Lobo d'Avila 公使の後任、Carlos Eugenio Correa da Silva 特命全権公使は、1877 年 (明治 10 年) 8 月に信任された。やはり『明治天皇紀』には関連記事が見当たらない。

(5) Correa da Silva 公使の後任、Joaquim José da Graca 特命全権公使は 1882 年 (明治 15 年) 5 月 15 日、信任された (『明治天皇紀』第五、701 頁)。

da Graca 公使がマカオに居所を置いていたことは、『明治天皇紀』第五に彼が同年 7 月 5 日「本任地媽港に歸らんとし、参内御暇を乞ふ、」の記述があることから明確となる (732 頁)。J. A. Corte Reater が臨時代理公使の資格で日本にいたが、同人がいかなる人物であるかは不明である。

(6) da Graca 公使の後任、Thomaz de Souza Roza 特命全権公使は 1886 年 (明治 19 年) 2 月 10 日、随員 3 名を従えて参朝、国書を捧呈した (『明治天皇紀』第六、543-4 頁)。同年 2 月 16 日、同公使はマカオに赴くため参内、お暇を奏した (『明治天皇紀』第六、545 頁)。同月 16 日、José da Silva Loureiro が臨時代理公使となった<sup>7)</sup>。

(7) 『明治天皇紀』第八の 1892 年 (明治 25 年) 7 月 14 日の項によると、「是れより先、葡萄牙國政府は在本邦同國總領事館を廃止し、六月十日總領事兼臨時代理公使 ジョーゼ・ダ・シルヴァ・ルーレイロ歸國し、……」という (107 頁)。筆者は da Silva Loureiro がいつポルトガル政府から総領事に任命されたか明らかにし得ないでいるが、1886 年 2 月以降、彼は臨時代理公使を兼ね、マカオ総督に代わって実質的に日本における同国の外交代表となっていたものと考えられる。

1887 年 1 月版外交団リストでは José da Silva Loureiro が臨時代理公使であり、他に Eduardo J. Pereira 書記官代理及び José Loureiro 副通訳官が掲げられている。

7) 『大日本外交文書』第 1 卷附録によると、長崎のポルトガル領事として J. Loureiro がいた (39 頁)。Edward Loureiro との関係は明らかでない。

## ポルトガル公使館の所在地

歴代のポルトガル公使はマカオに居住していたが、IIの末尾で述べたように、外務省の資料は1873年12月のポルトガル公使館のアドレスとして三田小山天暁院を掲げる。また、1875年版人名録では、Loureiro 総領事は三田大中寺にいたが、1887年には芝路手町24番地に移った。1887年1月版外交団リストでは、住所はLoureiro 臨時代理公使及び Loureiro 通訳官見習は芝路手町二丁目24番地で、Pereira 書記官代理は横浜にいた。

## 15. ロシア

## ●外交史料館資料

「在本邦各国公使館員任免雑件 露国之物」(6.1.8.2-11) / 「在本邦各国領事任免雑件 露国之物」(6.1.8.3-4) / 「露西亜国仮公使館用トシテ芝三田功運寺貸渡一件」(3.12.4.14) / 「麴町区裏霞関一番地露西亜国公使館用地トシテ貸渡一件」(3.12.1.39) / 「駿河台小袋町二於イテ露西亜公使館属舎用ノ為地所貸渡一件」(3.12.1.37) / 「『ニコライ』教会 関係雑件」(3.10.1.16)

31	August	1865 <sup>A</sup>	Evgenii Karlovich Biutsov	Consul (at Hakodate)
	November	1869	Evgenii Karlovich Biutsov	Chargé d'Affaires / Consul → Consul General (at Hakodate)
20	June	1872 <sup>A</sup>	Evgenii Karlovich Biutsov	Chargé d'Affaires (in Tokyo)
...	November	1872	A.E.Olarovsky	Chargé d'Affaires a.i. <sup>B</sup>
25	June	1874	Charles De Struve	Chargé d'Affaires
25	April	1875	Charles De Struve	Minister Resident
10	October	1876	Charles De Struve <sup>C</sup>	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
30	November	1877	Baron Roman Rosen	Chargé d'Affaires a.i.
16	October	1883	Alexandre Davydow	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
24	September	1886	Dimitri Schewitch	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary

<sup>A</sup> Evgenii Karlovich Biutsov 領事に対する幕府の認可日。

<sup>B</sup> 「代理公使勤方」をこのように訳した。

<sup>C</sup> De Struve 公使は、1881年5月21日、再度信任状を捧呈している。本文参照。

(1) すでに述べたように、維新当時は在函館領事 Evgenii Karlovich Biutsov が事実上日本におけるロシア代表であったと考えられる。

『大日本外交文書』によると、1869年11月21日(明治2年10月18日)、外務卿・同大輔はロシア外務大丞(原文表記のまま)あて書簡をもって、首府(東京)に「ジプロマチーキエゼント」を駐箭させるよう懇請した(第2巻3冊、131-2頁)。

(2) ロシアの Biutsov 領事は1869年11月(明治2年10月ごろ)、代理公使に任命され、また1871年1月1日(明治3年11月11日)、総領事に任命された。代理公使としていつ信任されたか、また総領事としていつ認可されたかは明らかでない。

Biutsov 代理公使兼総領事は函館を離れ、東京に居を移すことなり、1872年5月19日(明治5年4月13日)、日本側に横浜に到着した旨を通告した。1872年5月18日付 *The Japan Weekly Mail (JWM)* によると、Biutsov (Butzow となっている。) 夫妻は5月17日横浜に到着した(299頁)。『明治天皇紀』第二によると、明治天皇は、1872年6月20日(明治5年5月15日)、「新任露西亜國總領事兼代理公使ビウトソフを引見したまふ、……(彼は) 函館在留の同國領事オラローフスキーを従へ、」参進したという。ロシアが本邦に公使を駐箭せしめるのはこれが嚆矢となった(『明治天皇紀』第二、681-2頁)。Biutsov は代理公使の資格であったが、このときは明治天皇に信任されたと考えてよいと思う。なお、「オラローフスキー」は A. E. Olarovsky である。前掲の1872年5月18日付 *JWM* の船客名簿に彼の名はない。Biutsov 公使とは別の日程で上京したものと考えられる。

(3) Biutsov 代理公使は在清国公使に任命され、明治天皇は1873年(明治6年)11月24日、彼を引見された(『明治天皇紀』第三、166頁)。

『明治天皇紀』第三は、Biutsov 代理公使兼総領事が前年11月に転任、Olarovsky 領事が代理に事務を執った、Biutsov の後任として Ch. De Struve 代理公使兼総領事が来日したので1874年(明治7年)6月25日、明治天皇は皇后とともに出御、内謁見を賜わった、なお、Olarovsky 領事、書記官2人も拝謁を許された、と述べている(275-7頁)。

De Struve 代理公使は1875年(明治8年)4月25日、弁理公使として信任された

(『明治天皇紀』第三、434頁)。

(4) De Struve 弁理公使は特命全権公使に昇進、1876年(明治9年)10月10日、特命全権公使として信任された(『明治天皇紀』第三、704頁)。

彼は1881年(明治14年)5月21日、再び特命全権公使として信任された。これは1881年3月1日、アレクサンドル2世が暗殺され、帝位を継承したアレクサンドル3世がDe Struve公使を改めて任命したためである。『明治天皇紀』第五は5月24日、ロシア新皇帝が帝位を継承したこと、またDe Struve公使を引続き日本に駐箚せしめることを内容とする親書を同公使が捧呈した旨を述べている(352-3頁)。

De Struve公使は帰省のため1877年(明治10年)11月30日、拝謁した。このとき明治天皇は、同公使帰国中「同國臨時代理公使たるべき公使館書記官ル・バロン・ローゼンと與に」引見された(『明治天皇紀』第四、319-320頁)。「ル・バロン・ローゼン」はBaron Roman Rosenである。

1879年(明治12年)9月5日、明治天皇は帰任したDe Struve公使を引見された。ついで、皇后が同公使夫妻を引見された(『明治天皇紀』第四、743-4頁)。

(5) De Struve公使は米国駐箚を命ぜられ、お暇乞いのため1882年2月20日、夫人とともに参内し天皇・皇后両陛下より内謁見を賜った(『明治天皇紀』第五、632-3頁)。彼等が米国に直接赴いたか否かは不明である。

(6) De Struve公使の離日後、Rosen書記官が臨時代理公使となったが、『明治天皇紀』第五によると、Rosen臨時代理公使は1882年(明治15年)5月17日、先に離任したDe Struve公使の解任状を上るため参内した(702頁)。

(7) De Struve公使の後任、Alexandre Davydow特命全権公使は1883年(明治16年)10月16日、信任された。『明治天皇紀』第六によると、この日Davydow公使はRosen公使館書記官等4名を率いて参朝した。明治天皇は随員にも謁を賜わったが、「殊にローゼンが多年我が國に在勤して、時に代理公使の職を奉じ、今回公使の来任に困りて將に歸国せんとするを惜みたまひ、慇懃なる勅語を賜ふ、」という(123頁)。

Davydow 公使は、1885 年（明治 18 年）12 月 3 日死亡した。『明治天皇紀』第六によると、ロシア公使館書記官 Alexis de Speyer 等が公使の遺骸を駿河台の同公使館付属地に葬ることを求めたが、彼等は本国政府の命に接して議を撤回、横浜山手の外国人墓地に葬った経緯がある（505-6 頁）。臨時代理公使は de Speyer 書記官が務めた。

(8) Davydow 公使の後任、Dimitri Schewitch 特命全権公使は 1886 年（明治 19 年）9 月 24 日、信任された（『明治天皇紀』第六、634 頁）。1887 年 1 月版外交団リストでは、彼の下に Alexis de Speyer 書記官、Wladimir Boukhovetsky 及び Georges de Wendrich 両語学見習（jeunes de langue）並びに Yakoff Tihay 外交官補（attaché）がいた。

#### ロシア公使館の所在地

Biutsov 代理公使は上京して 1872 年 6 月に信任されたが、当時の住所は芝大中寺宿坊天暁院であった。ロシア公使館は同年 6 月、イタリア公使館が置かれていた三田聖坂の功運寺を一時借用した。しかし、1873 年（明治 6 年）9 月、裏霞ヶ関の元宮津藩邸に移った。例えば 1876 年版人名録を見るとロシア公使館のアドレスは“near the Gaimusho”であり、1882 年版人名録では“1, Ura-Kasumigaseki, Kojimachi-ku”、すなわち麴町裏霞ヶ関 1 番地となっている。1887 年 1 月版外交団リストでも同様である。

## 16. スウェーデン・ノルウェー

### ●外交史料館資料

「在本邦各国公使任免雑件 瑞典諾威国之部」(6.1.8.4-5) / 「在本邦各国公使任免雑件 瑞典国之部」(6.1.8.4-24) / 「在本邦各国公使館員任免雑件 瑞典国之部」(6.1.8.2-19) / 「在本邦各国公使館員任免雑件 諾威国之部 附 瑞諾国之部」(6.1.8.2-17)

29	January	1869	Dirk de Graeff van Polsbroek	Minister Resident <sup>A</sup>
2	December	1871	Jhr. F. P. van der Hoeven	Minister Resident <sup>A</sup>
29	July	1873	W. F .H. van Weckherlin	Minister Resident <sup>A</sup>
...	November	1877	Don Martino Alvarez	Minister Resident <sup>B</sup>
16	July	1879	Jhr.E. W. F. Wttewaal van Stoewegen	Minister Resident <sup>A</sup>
...	.....	1880	Don Luis del Castillo y Triqueros	Minister Resident <sup>B</sup>
26	July	1881	Johannes Jacobus van der Pot	Minister Resident <sup>A</sup>

<sup>A</sup> オランダ弁理公使が代理。

<sup>B</sup> スペイン弁理公使が代理。

(1) 日本は 1868 年 11 月 11 日 (明治元年 9 月 27 日)、スウェーデン・ノルウェー同君連合と修好通商条約を締結したが、その際同国のために交渉にあたり、また条約に調印したのはオランダの van Polsbroek 公使であった。交渉開始前の 1868 年 10 月 20 日 (明治元年 9 月 5 日)、外国官准知事は同公使あて、書簡をもってスウェーデン・ノルウェーが公使を日本に派遣するよう求めたが (『大日本外交文書』第 1 巻第 2 冊、228 頁)、結局、オランダ公使が代理をつとめたのである。

van Polsbroek 公使は 1869 年 1 月 13 日 (明治元年 12 月 1 日)、外国官副知事あて書簡をもって日本がスウェーデン・ノルウェーと修好通商条約を締結した後、自分 (van Polsbroek 公使) が同国の事務を扱ってきたが、2 月上旬、1 年間の休暇のため帰国する、ついてはオランダ公使館 Kleintjes 書記官に諸開港場のスウェーデン・ノルウェー領事を監督せしめる旨通知し、外国官副知事は 1 月 29 日 (12 月 17 日)、これを了承した (『大日本外交文書』第 1 巻第 2 冊、701-2 頁、760-1 頁)。筆者が上表で van Polsbroek 公使が 1869 年 1 月 29 日にスウェーデン・ノルウェー公使を兼ねたとしたのはこの書簡に基づいた推測である。実際には、スウェーデン・ノルウェーが van Polsbroek 公使を自国公使に任命しなかった可能性がある。

(2) 『明治天皇紀』第二は「和蘭國辨理公使ファン・デル・フーフエン、瑞典諾威國代任公使を委任せられたりしが、今次瑞典諾威國皇帝より更に辨理公使を委任せられ、」拜謁を請うた (565 頁)。かくて、van Polsbroek 公使の後任者 van der Hoeven 公使は 1871 年 12 月 2 日 (明治 4 年 10 月 20 日)、スウェーデン・ノルウェーの弁理



公使として信任された。

(3) van der Hoeven 公使の後任、W.F.H.von Weckerlin 弁理公使もオランダ公使であるが、1873年(明治6年)7月29日、スウェーデン・ノルウェー公使として正式に信任された。『明治天皇紀』第三は「新任和蘭國辨理公使ウイ・エフ・ハー・ファン・ウェックヘルリン、瑞典諾威國辨理公使を兼攝することとなるを以て、瑞典諾威國皇帝委任の國書を捧呈せんがため拝謁を請ふ、」よって明治天皇は同公使を引見、國書を受領された、と述べている(108頁)。

(4) スウェーデン・ノルウェーの von Weckerlin 弁理公使の後任、Don Mariano Alvarez はスペイン代理公使で、1877年(明治10年)11月に任命された。

(5) Don Mariano Alvarez の後任、Jhr. E. W. F. Wttewaal van Stoetwegen 弁理公使はふたたびオランダ弁理公使の兼任で、1879年(明治12年)7月16日、信任された。後任の Don Luis del Castillo y Triqueros がいつ任命されたか不明であるが、1881年版人名録では、del Castillo y Triqueros が弁理公使として掲げられているので、1880年頃の着任と思われる。

Johannes Jacobus van der Pot 公使(オランダ公使の兼任)の信任日は、1887年1月版外交団リストによる。同版ではオランダ及びスウェーデン・ノルウェーが同一の項に掲げられている。

(6) スウェーデン・ノルウェーが日本に外交代表を置いたのは1905年、両国の同君連合が解体されたあとである。これは本稿の対象とする期間のあとのことであるが、「在本邦各国公使任免雜件(瑞典ノ部)」第1巻によると1906年(明治39年)、オランダ女王が新たに Jonkheer J. Loudon 特命全権公使を任命した際、スウェーデンの Eric Trolle 外相は同年6月6日付で林董外相に対し、日本の在ストックホルム公使館を通じて次の諸点を連絡してきた。(イ)オランダが Loudon 駐日公使を任命したので、スウェーデン政府は同公使に対し日本においては同国を兼ねて代表する使命を託した、(ロ)しかし、スウェーデン議会は東京に公使館を常設するために必要な予算を承認したので、Loudon の託された使命は短期間で終了すると思われる、(ハ)よって、スウェーデンは同公使に対し信任状は発出ししない。

実際に、スウェーデンは1907年(明治40年)1月12日、初代駐日公使 Gustaf Oscar Wallenberg を信任せしめた(『明治天皇紀』第十一、662頁)。

### スウェーデン公使館の所在地

オランダの van der Pot 公使は山手居留地 244 番に居住したが(11. 参照)、彼はスウェーデン・ノルウェー公使を兼ねたので、例えば1885年版人名録を見ると、その住所はオランダ公使館と同じ山手居留地 244 番となっている。

スウェーデン公使館は1907年(明治40年)、京橋区明石町 24 番地(かつての築地居留地 24 番)に開設された。1907年のいつであったかは判然としないが、Wallenberg 公使が同年1月信任された直後と考えられる。しかし、彼が日本に到着後、信任に先立って公使館用の物件を探しはじめ、明石町の建物に決めた可能性も否定できない。(なお、Wallenberg 公使は1918年[大正7年]に日本を離任するまでここに居住し、ここで執務した。) 全国市長会『市政』1987年1月号の拙稿を参照されたい(94-6頁)。

1887年1月版外交団リストでは van der Pot 公使は山手居留地 71 番に、また Leonardus van der Polder 書記官兼通訳官は芝区栄町 1 番地に居住していた。医務官の Dr. W. Van der Heyden の名が掲げられているが、住所は示されていない。

## 17. スイス

### ●外交史料館資料

「在本邦各国公使任免雑件 瑞西国之部」(6.1.8.4-23) / 「在本邦各国公使館員任免雑件 瑞西国之部」(6.1.8.2-18) / 「在本邦各国領事任免雑件 瑞西国之部」(6.1.8.3-7) / 「横浜居留瑞西国総領事東京止宿ノ為貸与セシ三田正泉寺返付請求一件」(3.12.4.3)

...	January	1866	Caspar BRENNWALD	名誉総領事
3	September	1867	H. SIBER	名誉総領事代理
5	January	1870	Caspar BRENNWALD	名誉総領事
...	.....	1882	Arnold WOLF	名誉総領事
26	October	1888	Arnold DUMELIN	名誉総領事
4	June	1893	Dr. Paul Ritter	総領事代理→総領事

(1) 1887年1月版外交団リストにスイスの項はなく、同国は同年同月及び10月版

領事団リストに掲載されている。しかし、スイスの在日領事官は外交使節の性格を有していたことを考慮し、本稿では「1869年から1886年までの外交団」の一員として扱う。

(2) 1866年1月、スイスは Caspar Brennwald を日本における名誉総領事に任命したが、維新当時は不在で、H. Siber が総領事代理であった。上表の1867年8月23日（慶応3年7月24日）という日付は、Siber が総領事代理の事務を開始する日として Brennwald 総領事及び Siber 領事自身が幕府老中に通知した日付である（『大日本外交文書』第1巻附録、49頁）。彼等は横浜で Siber & Brennwald 商会を共同経営していた。Brennwald 総領事は駐日領事官であり、東京も彼の管轄区域の一つであったことになる。

(3) Brennwald 総領事は1867年8月23日（慶応3年7月24日）付書簡で幕府に対し「近日帰国ニ付其の不在中（H. Siber が）同所（神奈川）Acting Consul General タルヘキ」旨通知した。幕府は9月3日（8月6日）、承知の旨を回答した。8月23日（7月24日）、Siber 本人より、同日より事務を取扱う旨を通知し越した。『大日本外交文書』は「在勤明治元年後二及フ」としており（第1巻附録、49-50頁）、維新当時スイスが Siber 総領事代理によって代表されていたことがわかる。

(4) Brennwald 総領事は外務卿等に於てた1870年1月5日（明治2年12月4日）付書簡で横浜に帰着し、総領事館の事務を引継いだ旨を通知した（『大日本外交文書』第2巻附録、53-4頁）。1872年版から1875年版までの人名録では Brennwald が総領事となっている。人名録の1879年版を見ると、Brennwald は不在で Arnold Wolf が総領事代理となっている。Siber は日本を去った可能性がある。

(5) Siber & Brennwald 商会は1870年6月2日、築地居留地で行なわれた競貸で5番及び52番を落札した。同社はおそらく東京に出張所を設け、ここに Brennwald が移り、東京における領事事務を扱うこととしたと考えられる。（のち、さらに51番を落札した。）

(6) 前出の Wolf 総領事代理は1882年版では総領事に昇格している。彼について、またその後任者 Arnold Dumelin についての情報は少ない（本任・名誉いずれの領事官

であったかの点を含め)。「在本邦各国領事任免雑件 (瑞西之部)」によると、1886 年末当時 Dumelin が Wolf 総領事の下で副領事を務めており、Wolf 総領事が横浜不在中は常に彼が総領事代理となったことが分かる。筆者は、両名とも Siber & Brennwald 商会のメンバーであった可能性が高いと考える (すなわち、名誉領事官)。Dumelin 総領事の下に Charles Haenni が副領事となったが、彼も商会員であった可能性がある。いずれにせよ、Haenni 副領事は 1891 年 (明治 24 年) 1 月 11 日、死亡した。

(7) 本稿がカバーする 1886 年 (明治 19 年) 以降のこととなるが、1891 年 (明治 24 年) 6 月 1 日、Dumelin 総領事は青木周蔵外相あて公信で Haenni 副領事の後任として Edmond Rochette が就任したことを通知、日本側は同月 4 日付でこれを承知した。

Rochette 副領事は離任することとなり、彼の後任として Dr. Paul Ritter が着任した (副領事としての認可は 1891 年 6 月 4 日)。

Dumelin 総領事は 1893 年 (明治 26 年) 1 月 17 日、辞職することとなった旨、また Ritter 副領事が総領事館を管理する旨を外務省に通知したが、のち Ritter 総領事代理は総領事に昇格、1895 年 (明治 28 年) 11 月 21 日付で認可された。

Ritter 総領事は日本滞在が長く、1906 年 (明治 39 年) 5 月 2 日、スイスの初代特命全権公使として信任された (『明治天皇紀』第十一、544 頁)。総領事を兼任したままであった。

Ritter 総領事が賜暇帰国または出張等で東京を離れるとき、領事事務はドイツの領事官に託されたが、公使になってからは公使館・総領事館の管理は Henri Stroehlin 書記官、Ferdinand Salis 書記官、John L. Gignoux 等が臨時代理公使・総領事代理として活動した。

(8) いずれにせよ、明治初期の日本におけるスイスの代表ぶりについては「在本邦各国領事任免雑件 (瑞西之部)」の第 1 巻が焼失しているため、その詳細を知ることは困難である。しかし、前述したように Ritter 公使が 1906 年 5 月、日本に信任されるまで、スイスは形式上は日本で領事官によって代表されていたことは明白であ

る。スイスが 1887 年 1 月版外交団リストには掲げられていないのはこのためである。

(9)『大日本外交文書』第 1 巻附録は「各開港場ニ於ケル和蘭領事ハ瑞西領事ヲ兼務ス」と述べているが(48-9 頁)、在横浜領事官についてはオランダ人でなくスイス人であったと考えなければならないであろう。

#### スイス総領事館の所在地

1870 年 6 月 2 日(明治 5 月 4 日)に実施された築地居留地の第 1 回競売で、横浜に本拠を置く Siber & Brennwald 商会(具体的には関内居留地 90 番にあった。)は 5 番及び 52 番の二つの地所を入手した。1873 年版人名録によると、築地居留地 43 番に Siber & Brennwald 商会の C. Müller がいた(S3 頁)。これは商会の東京出張所であった。

1887 年 1 月及び 10 月版領事団リストでは Dumelin 副領事の住所は単に「横浜」となっており、商会は一時期東京に出張所をもっていたが、のちこれを閉鎖したか、またはスイス領事官を務めるスタッフは横浜に住んでいたかのいずれかであったことが想像される。

\* \* \*

#### 付・ローマ教皇特使の訪日

日本及びヴァチカン市国との外交関係につき付言する。

『明治天皇紀』第六は、1885 年(明治 18 年)9 月 12 日、「羅馬法王使節アルシノエ僧正ピー・エム・オスーフ参内、法王レオ十三世の親書を捧呈す、」と記述する<sup>8)</sup>。

8) アルシノエは名義司教(Episcopus Titularis)で、まだ司教区の実質を備えていない布教地の教区長である代牧を指す。Osouf は、1877 年(明治 10 年)2 月、アルシノエとして叙聖され、来日した。本文で述べるように、彼は人名録で“Vicar of Northern Japan”となっているが、1877 年 5 月、日本カトリック教会は日本代牧区を南北に二分し、Osouf が日本北緯代牧に叙階されたのである。1878 年(明治 11 年)8 月、聖ヨゼフ司教座聖堂(築地教会)が献堂された。Osouf はいったん帰国したが、再来日した。1891 年(明治 24 年)、北緯代牧区は東京大司教区に昇格、Osouf が初代東京大司教となった。

カトリック教会は、1874 年(明治 7 年)7 月 1 日の第 3 回競売で 35 番及び 36 番を、また 1882 年(明治 15 年)2 月 1 日の第 6 回競売で 34 番を入手した。現在でも、中央区明石町

これは法王が日本との交誼を求めて Pierre-Marie Osouf を派することとしたもので、フランスの Sienkiewicz 公使が奏請し、この日、Osouf は同公使に同伴され参内した (475 頁)。JWM によると Osouf は 8 月 20 日横浜着 (1885 年 8 月 22 日付 193-4 頁)、9 月 19 日、同地を出帆した (9 月 19 日付 290 頁)。彼がヴァチカン市国の特使であったことは明らかである。

Osouf は 1885 年 8 月に特使として来日する前に日本で伝道活動を行ない、1884 年 (明治 17 年) フランスに帰国したが、その翌年、法王使節として来日したのである。彼は特使の使命を果たして帰国したあと、また日本に来ている。筆者はそれが正確にはいつのことか明らかにし得ないでいるが、人名録では例えば 1888 年版に Osouf の名があり、肩書は “Bishop of Arsinoë, Vicar of Northern Japan” となっている (38-9 頁)。彼は 1891 年 (明治 24 年)、東京大司教として再び来日したが、やはりその時期は明らかでない。

## B 領事団

(1) 明治初期の東京に設置された領事館はいずれも築地外国人居留地またはその周辺にあった。目次の注 2. でも述べたが、本稿の III B. の項は主として外務省外交史料館に蔵置されているさまざまな関連ファイルにより作成したもので、外国人人名録に依った個所はほとんどない。

(2) 『外務省調査月報』2013 年度/No. 1 の「付記 3」で築地居留地につき若干の解説を行ない、また同居留地の図を掲げたので参照されたい (29-32 頁)。この付記で述べたように、1867 年 11 月 16 日 (慶応 3 年 11 月 21 日) に議定された「外国人江戸に居留する取極」第 3 条に基づき、1868 年 1 月 1 日 (慶応 3 年 12 月 7 日) の江戸開市にあわせて居留地を東京築地の鉄砲洲に指定された区域 — この区域を仮に「狭義の居留地」と呼ぶ。 — に建設される計画であった。のち江戸の開市は 1 年延期され、1869 年 1 月 1 日 (明治元年 11 月 19 日) となった。しかし、当日になっても取極第

---

36 番地 (旧居留地 36 番) に築地カトリック教会がある。

3 条にいう工事、すなわち狭義の居留地における「在来の家屋を取除け其周圍に幅六間四尺（四十フット）以上の道を開き適宜の下水を設け」る工事はほとんど進んでおらず、外国人は狭義の居留地の南北において指定された二つの相對借り地域 — 相對借り地域（北）及び相對借り地域（南） — に居住した。すなわち「條約濟各國の人民」といえども日本人が居住している南小田原町等で家屋を借り、居住せざるを得なかったのである。（取極第 1 条は相對借り地域につき規定している。）かくて、この地域はいわゆる「内外人雜居地域」となった。なお、相對借り地域は狭義の居留地が完成したあとも外国人に利用され、結局 1899 年まで存続した。

このような状況の下、最初期の領事館の一部（イギリス及びオランダ）は南小田原町一丁目、三丁目及び四丁目に置かれることとなった。これらはいずれも相對借り地域（南）にあった町である。しかし、築地居留地には 1869 年 1 月 1 日の前後から築地ホテル館（Yedo Hotel）及びオテル・デ・コロニー（Hôtel des Colonies）が開業し、領事官の一部がこれらを居住のため利用した。（事務所とした可能性も考えられる。）なお、これら最初期のホテルについては拙著『築地外国人居留地 — 明治時代の東京にあった「外国」 —』（雄松堂、2002 年）の第 4 章を参照されたい。

狭義の居留地で地所の造成が終わり、競貸に付されたのは 1870 年 6 月 2 日（明治 3 年 5 月 4 日）及びそれ以降となった。希望する外国人はここで地所を永久租借することができることとなったのである。相對借り地域にあった領事館は狭義の居留地に移動し、またはここに新設されることとなった。

(3) 1899 年（明治 32 年）7 月 17 日、陸奥改正条約が実施され（フランス及びオーストリア・ハンガリーについては 8 月 4 日）、築地を含む日本各地の外国人居留地が撤廃された。築地居留地の狭義の居留地には京橋区明石町が起立した。外国人は居留地域外にも自由に居住できることとなり、また日本人で旧居留地の地所を譲り受ける者が次第に現われた。この傾向は大正時代にはますます顕著となり、「殊に大正 12 年（注 1923 年）9 月の大震災は全く居留地の在りし日の姿を一変させ」た、という<sup>9)</sup>。

(4) 築地居留地（具体的には相對借り地域）に最初に領事館を開設したのはイギリス及

---

9) 東京都編・刊『築地居留地』（1957 年）、335—8 頁。

びオランダであったが、両国の領事館は在横浜領事館の分館であった。他の領事館も同じステータスをもつものがあった。横浜（神奈川）は 1859 年 7 月 1 日（安政 6 年 6 月 2 日）に開港されたが、これは東京の開市より 9 年 6 ヶ月早い。しかも横浜には日本で最大の居留地（関内及び山手両居留地）が建設され、ここに居住する外国人の数も他のいかなる居留地よりも多かった。築地居留地は首府にありながら規模が小さく、したがって在横浜領事が東京を管轄区域に含めたり、在京領事館を置いても在横浜領事館の分館であったりしても不思議ではない。ちなみに、幕末以降の日本では七つの開港場・開市場（横浜、函館、長崎、神戸、大阪、東京及び新潟<sup>10</sup>）が指定されたが、新潟を除き、そのそれぞれに大小の居留地が建設された。

(5) 築地に限らず、各居留地にはいわゆる「條約濟國」の国民が居住したが、築地居留地については彼等の数は当初の予想よりはるかに少なかった。東京都編・刊『築地居留地』（1957 年）によると（293-304 頁）、第 1 回の人口調査は 1871 年 9 月 13 日（明治 4 年 7 月 29 日）に行なわれたが、外国人を国籍別に見ると米国 20、イギリス 16、フランス 6、プロイセン 10、オランダ 2、スイス 6、ポルトガル 2、清国 10 で、計 72 人であった。同書には、1893 年（明治 26 年）及び 1898 年（明治 31 年）の人口統計も載っている。居留地制度が廃止されたあとの 1901 年（明治 34 年）2 月の統計では、東京府京橋区に居住する外国人の国籍は米国 43、イギリス 57、フランス 41、ドイツ 15、オランダ 6、スイス 2、オーストリア・ハンガリー 2、イタリア 2、ベルギー 2、デンマーク 1、清国 52 等となっている（計 235 人）。外国人は、1899 年（明治 32 年）7 月 17 日に居留地制度が廃止された後も主として京橋区明石町（狭義の築地居留地の跡地に起立した。）とその周辺に住んだというので、京橋区居住の外国人といっても、そのほとんどは同町のあたりを居住地としていたといえる。そして、関東大震災までこの状況がつづくのである。

(6) 1887 年はまだ不平等条約が改正される前で、日本各地に開市場・開港場があっ

---

10) 箱館は 1869 年 11 月 3 日（明治 2 年 9 月 30 日）、函館と改められ、大阪は明治 10 年代から一般に大阪と書かれるようになった。また、1869 年 1 月 1 日（明治元年 11 月 19 日）に新潟が開港されたとき、補助港として同時に佐渡の夷港（現在の両津）が開かれた。なお、東京のみが開市場で、他は開港場といった。



た。当時の条約の下では諸外国に領事裁判権が認められていたので、これらの国は主として開市場・開港場に領事官を派遣していた。しかし、誰も「條約濟國」の全部が居留地またはその周辺に領事館を置いた訳ではないことに気付くと思われる。また、それ以上に何故清国人（「條約濟國」の国民ではない。）が居留地周辺に住んでいたのかを疑問に思うと考えられる。築地辺りには東京が開市される以前から多くの清国人が住んでいたが、居留地が建設されたあとは彼等は相对借り地域はともかく、理論上は狭義の居留地に居住できなくなった筈である。しかし、実際には一部の清国人は狭義の居留地に居住した。一例は居留地 12 番にいた陳玉池である。陳はここに地所をもつ外国人から又借りしたのであろう。東京都編『築地居留地』によると、彼はここで安南米売買約定所を開き、治外法権を盾に不法に米穀の空相場を行っていた、そこでこの問題につき 1880 年（明治 13 年）7 月 10 日付で東京府知事は在横浜清国領事・範錫朋にあてて書簡を送り、範領事は 2 回にわたってこれに回答している（207-9 頁）。

清国は 1877 年（明治 10 年）以降東京に公使館を置いていたが（『外務省調査月報』2012 年度/No.1、58-9 頁）、これとは別に、おそらく在横浜領事館の分館の形で東京に領事館を開設していたものと考えられる。その位置は正確には分からないが（ただし、前述のように清国は「條約濟國」ではないので、領事館を狭義の居留地に置くことはなかった）、居留地に住む清国人の空米相場問題について東京府知事が 1880 年 7 月、在横浜の範・領事に書簡を送付したのは、当時は在京領事館がなかった可能性が考えられる<sup>11)</sup>。(7) 東京に諸外国の公使館が設置されるようになり、在京領事館のいくつかはこれに吸収された。人名録を見ると、まずイギリスに関し、Legation につづき Consulate が掲げられた（1870 年版）。1875 年版では領事館のアドレスが付されたが、公使館と同じく「麴町」となっている。もちろん、東京を在横浜領事館の管轄区域に含め

---

11) 1900 年（明治 33 年）7 月 22 日付勅令第 352 号により「労働者は特に行政官庁の許可を受くるに非ざれば従前の居留地及雑居番外に於て居住し又は其の業務を行ふことを得ず」と定められた。『築地居留地』は、この勅令は築地周辺の清国人の居住制限を行なうことを目的としていたという（334-5 頁）。そうであれば、彼等の数が京橋区でますます増加しつつあったことが十分にうかがわれる。

た国もあった。

こうして、1886 年末当時には、在京領事団は実質的には消滅していた。

(8) チリの名誉領事館は 1908 年 (明治 41 年) 8 月に設置されたもので、すでに築地居留地は廃止され、また本稿の対象とする期間 (1886 年まで) が経過した後のことである。築地居留地の跡地、すなわち京橋区明石町にあった外国領事館の一つとして参考までに加えた。

(9) 領事官のうち、外交使節の性格を有する領事官といえども領事事務を遂行する。具体的にはベルギーの Lejeune、ポルトガルの Loureiro、ロシアの Biutsov、スイスの Brennwald 等がそのような使節であったと思われる。また、イタリアの Robecchi、ペルーの Heeren 等も一時的に外交使節の性格を帯びたと見られる。しかし、彼等を厳格な意味における領事官と峻別することは実は必ずしも容易なことではない。(ロシアの Biutsov 領事 — のち総領事 — は 1869 年 11 月になって代理公使となり、また、すでに述べたようにスイスの Ritter 領事 — のち総領事 — も 1906 年 5 月、やはり特命全権公使に任命されたが、このような例もあった。)

(10) 築地居留地には本任の領事官のほか名誉領事官もいた。領事官には本任領事官・名誉領事官の 2 種類があるが、各領事官につき本任・名誉のいずれであるかを示すことは必ずしも容易なことではない。理由の一つは、名誉領事官の一部が名簿等で「名誉」の語を省略する傾向があることであろう。ギリシャのように、法制上名誉領事官を設けなかった国もあった。本任・名誉のいずれかを識別できなかった領事官については、敢えてその区別を行なうことはしなかった。

(11) 筆者は、スイスの取扱いにはとくに苦慮した。同国は 1866 年 1 月 (慶応 2 年 11 月または 12 月)、横浜に日本駐箚の総領事を置いた。総領事に任命された Caspar Brennwald は日本全体を領事管轄区域としたので東京は当然これに含まれる。したがって、この日を在京スイス総領事館の発足日とすべきであるかも知れない。Brennwald は横浜にあったスイスの商社 Siber & Brennwald に勤務していたが (したがって名誉総領事)、1870 年 6 月 2 日、同社は築地居留地で行なわれた競貸で地所を入手した。筆者は、御批判はあろうが Brennwald はここで領事事務に携わるこ

ととなった、したがって在京スイス総領事館はこの日発足した、と見做した。他に類似のケースがあるが、スイスのみは 1886 年末において領事官に外交使節の性格を与えていた唯一の「條約濟國」であった。

## 1. イギリス

### ●外交史料館資料

「各国外交官及領事官其他リスト雑纂 在本邦之部 各国公使館員及領事館員姓名調書」(6.1.8.7-1-2) / 「在本邦各国領事任免雜件 英国之部」(6.1.8.3-8)

26	February	1868	Lachland FLETCHER	領事
1	January	1869	Dr. William M. WILLIS	副領事
1	March	1869	Russel Brook ROBERTSON	副領事代理
...	October	1871	Martin DOHMEN	副領事

(1) 1868 年 2 月 26 日 (明治元年 2 月 4 日)、旧幕府は神奈川及び江戸における領事として Fletcher の任命を了承した。『大日本外交文書』第 1 巻附録は、「廃止セラレタル幕府へ就任ヲ通知シ来レルモ以後新政府トノ間ニ於テモ領事トシテ行動シ居レリ」と述べている (27-8 頁)。Fletcher は横浜に居住していた。

(2) Willis は 1868 年 1 月 1 日 (慶応 3 年 12 月 7 日)、東京及び横浜在勤の副領事に任命された (『大日本外交文書』第 1 巻附録、28 頁)。当時、イギリス公使館は横浜にあり、またすでに述べたように東京 (当時は江戸) は 1868 年 1 月 1 日に開市の予定であった。開市が 1 年間延期となったので、Willis 副領事はそれまでイギリス公使館に留まった。Fletcher 領事は横浜のみならず東京をも管轄したので、Willis 副領事が東京に住み、Fletcher 領事の指揮下で執務するという体制が築かれたのである。なお、イギリスがいつ横浜に領事館を開設したか明らかでない。

(3) Robertson 副領事代理の着任については『大日本外交文書』第 2 巻附録を参照されたい (28、30 頁)。

Dohmen 副領事の任命は 1907 年 (明治 40 年) 10 月で、認可日がわからないため上表では仮にこの日付を掲げた。

(4) イギリスの副領事館は東京の開市と共に東京に設けられたが、1869年1月ごろに公使館が横浜から東京に移ったため(本月報2013年度/No. 1、21頁及び本稿III B.の(7)を参照されたい)、在京副領事館はこれに吸収された。なお、イギリス公使は数代にわたり総領事を兼ね、日本各地のイギリス領事・副領事を監督下に置いていた。(1887年1月版領事団リストではJosep Henry Longford 領事が在京領事となっているが、10月版ではSir F. R. Plunkett 公使が総領事で、Longfordが副領事となっている。)

(5) 在京イギリス領事館については、全国市長会『市政』1986年11月号の拙稿を参照されたい(99-101頁)。

イギリス領事館の所在地 南小田原町四丁目4番地、のち居留地7番。

イギリスのWillis副領事は回漕所跡を1ヵ月46両で借りた(東京都編『築地居留地』、119頁)。この回漕所跡は南小田原町一丁目または二丁目にあったらしい。のち、彼は南小田原町四丁目4番地の建物に移った。Willis副領事自身はこれらの建物に住んだか、または築地ホテル館に宿泊したのであろう。このホテルは1868年8月16日(慶応4年6月28日)、部分的にはあるが開業、その数週間後に全面開業した。イギリス領事館は南小田原町四丁目4番地からさらに築地居留地16番に移った。Dohmen副領事の在任中の1872年4月2日(明治5年2月26日)の「銀座の大火」の際、領事館はすでに居留地16番にあったが、大火による破壊からは免れた。

公使館が東京の麹町区五番町1番地に移動し、領事館がその一部となった後は、当然のことながら両者のアドレスは同一である。

## 2. スペイン

### ●外交史料館資料

「在本邦各国領事任免雑件 西国之部」(6.1.8.3-13)

19	March	1869	Oscar HEEREN	名誉代理領事、のち名誉副領事
----	-------	------	--------------	----------------

(1) Heeren 名誉代理領事(のち名誉副領事)は1873年(明治6年)10月ごろまで在勤した。なお、彼はのちペルー名誉総領事を兼ねた。彼は1873年10月ごろ東京から

横浜に移り、翌 1874 年 1 月 20 日、同地を出帆、ヨーロッパへ向かった（1874 年 1 月 23 日付 JWM、49 頁）。

(2) 1887 年 1 月及び 10 月版領事団リストによると、スペインは Narciso Perey Petinto 領事に横浜及び東京を管轄せしめていたが、1 月版では彼は「不在」でオーストリア・ハンガリーの Chevalier Gustave de Kreitner 在横浜領事がスペインの “chargé des Cnsulats a.i.” となっている。10 月版では Perey Petinto 領事の名は消え、de Kreitner が “chargé des Cnsulats” となっている（管轄区域は横浜及び東京）。いずれにせよ、スペインは Heeren が名誉副領事の職を離れたあと、後任者を任命していたことがわかる。上表では、資料不足のため Perey Petinto 領事等は記載しなかった。

スペイン領事館の所在地 Heeren の住所は居留地 31・32 番で、ペルー名誉総領事館も当然ここに置かれた。のち、ペルー公使館が同じ地番に置かれた。

### 3. ポルトガル

#### ●外交史料館資料

「在本邦各国領事任免雑件（葡国之部）」(6.1.8.3-1)

19	March	1869	Eduardo LOUREIRO	名誉領事代理、のち名誉領事、名誉総領事
----	-------	------	------------------	---------------------

(1) 1868 年 1 月 10 日（慶応 3 年 12 月 16 日）、Eduard Loureiro より旧幕府に対し在神奈川領事に任ぜられた旨通知があり、1 月 12 日（12 月 18 日）、旧幕府はこれを了承した。『大日本外交文書』第 1 巻附録は、「廃止セラレタル幕府へ就任ヲ通知シ来レルモ以後新政府トノ間ニ於テモ領事トシテ行動シ居レリ」と述べる（39-40 頁）。

マカオ総督の Antonio Sergio de Souza は兼ねて日本に対する全権公使であったが、外国官知事あての 1869 年 1 月 27 日（明治元年 12 月 15 日）付書簡で、改めて Loureiro を「江戸在勤ノ Acting Consul ヲ兼務スヘキ旨」を通知した（『大日本外交文書』第 1 巻、附録 3、40 頁）。上表の認可日は外交史料館所蔵「在本邦各国領事任免雑件（葡国之部）」第 1 巻による。彼は商人で、名誉領事官であった。

(2) かくてポルトガルは東京に Loureiro 名誉総領事を置いたが、彼に後任者がいたか否かは不明である。

1887 年 1 月版領事団リストによると、横浜については同地のオランダ総領事 (Eduard de Bavier) がポルトガルの領事事務を取扱うが、その一方 Eduardo J. Pereira 副領事が横浜及び東京を管轄区域として掲げられている。同副領事のアドレスは不明である。10 月版では José da Silva Loureiro が在京総領事、また Eduardo J. Pereira が在横浜副領事となっている。(したがって、Pereira 副領事の居所が横浜であったことが想像される。)

ポルトガルに関して興味をもたれるのは、神戸及び大阪については H.E.Reynell、また長崎については J.M.Birch がそれぞれ同国の領事事務を扱っていたことである。Birch は米国の在長崎領事であるが、Reynell がいかなる人物か明らかでない。

(3) 在京ポルトガル領事館については、全国市長会『市政』1986 年 11 月号の拙稿を参照されたい (101-2 頁)。

ポルトガル領事館の所在地 1870 年版人名録によると、Loureiro は山手居留地 (Bluff) 112-3 番にいたが、1871 年版では 107 番に変更となっている。在京領事官となったあと南小田原町一丁目に住所をもったが、横浜の家屋も維持した。1872 年 4 月の「銀座の大火」で南小田原町一丁目の領事館は焼失、三田大中寺に移った<sup>12)</sup>。

#### 4. イタリア

##### ●外交史料館資料

「在本邦各国領事任免雑件 伊太利之部」(6.1.8.3-9)

1	May	1869	Chevalier Christophe ROBECCHI	領事代理
13	June	1869	R. A. MEES	代理領事

12) 「銀座の大火」については本稿 B 1. イギリスの項でも触れたが、『東京市史稿』第 54 に、1873 年 (明治 6 年) 11 月 17 日付で東京府の大久保一翁・知事が各国領事官にあてた書簡がある (195-6 頁)。前年 4 月の「銀座の大火」から 1 年数ヵ月後が経過、築地居留地を離れた外国人にふたたび居留地に住むよう、各国領事官が下命するよう求める内容である。Loureiro は明らかにこの書簡の対象の 1 人であった。

(1) 1867年8月4日(慶応3年7月5日)、幕府は Robecchi の在神奈川領事としての任命を承諾した(『大日本外交文書』第1巻附録、30頁)。

(2) イタリアの Vittorio Sallier de la Tour 公使は 1869年4月28日(明治2年3月17日)付書簡で外国官知事・伊達宗城に対し、在横浜の Robecchi 領事が「東京在勤領事ノ代任ヲ命シタル」旨を通知した。これに対し、5月1日(3月20日)、日本側は承諾の旨回答した(『大日本外交文書』第2巻附録、36-7頁)。「東京在勤領事ノ代任」とあるが、『大日本外交文書』第2巻附録は Robecchi の東京における外国語による資格は明らかでない、としている。上表では仮に「領事代理」とした。

しかし、Robecchi 領事代理の任期は短かった。同年6月4日(明治2年4月24日)、イタリア公使は伊達中納言及び東久世中將に書簡を送り、在京オランダ副領事の Mees が暫時在京イタリア領事代理(Gérant d'Agence-Consulaire)を兼任する旨を通知し、日本側は6月13日(5月4日)、これを承諾した。上表では、Mees の資格を仮に「代理領事」とした。Mees 領事代理がいつまで在勤したのか、また彼の後任者が誰かについては情報がない。1878年版人名録によると、Edward Fischer が総領事代理であった。

(3) 在京イタリア領事館については、全国市長会『市政』1986年12月号の拙稿を参照されたい(88頁)。

イタリア領事館の所在地 Robecchi 領事は横浜に居住した。Mees はオランダ副領事であるから、当面オランダ領事館がイタリア領事館のアドレスとなった。

## 5. オランダ

### ●外交史料館資料

「在本邦各国領事任免雑件 蘭国之部」(6.1.8.3-6)

8	May	1869	W. M. van der TAK	名誉領事
13	January	1869	Rudolf Adriaan MEES	名誉副領事

(1) オランダの外交事務官(のち弁理公使)、Dirk de Graeff van Polsbroek は 1867年5月12日(慶応元年4月9日)付書簡で、幕府老中に対し W. M. van der Tak が

在神戸領事に任ぜられた旨通知した<sup>13)</sup>。さらに van Polsbroek 弁理公使は 1868 年 12 月 28 日 (明治元年 11 月 15 日) 付伊達宗城外国官知事あて書簡で、van der Tak が神戸及び東京在勤の領事に任ぜられた旨を通知し、また van der Tak 自身、外国官判事の町田民部あてて同様の旨を通知した。町田判事は 1869 年 5 月 8 日 (明治 2 年 3 月 27 日) 付で van der Tak に対し承諾の旨を伝えた (『大日本外交文書』第 1 巻附録、35-6 頁)。van der Tak は、関内居留地 5 番の *Nederlandsche Handel-Maatschappij* (NHM) に代表者 (Agent) として勤務していた。

(2) オランダは van der Tak 領事の指揮下、東京在住の領事官を配することとした。van Polsbroek 公使は 1868 年 12 月 28 日 (明治元年 11 月 15 日) 付書簡で Mees が在京副領事に任ぜられた旨を外国官知事に通知した (『大日本外交文書』第 1 巻附録、35-6 頁)。Mees 副領事は 1869 年 1 月 13 日 (明治元年 12 月 1 日) から同年 10 月 20 日 (明治 2 年 9 月 16 日) まで在勤した。

(3) van der Tak 領事または Mees 副領事の後任者についての情報はない。当初はオランダ公使館が領事事務を処理していたことが想像されるが、のちオランダ政府は在横浜ドイツ領事官に神戸、大阪、京都、長崎以外の地 (具体的には横浜、函館及び新潟) に在住するオランダ人の領事事務を取扱うよう依頼するようになった。例えば、1887 年 1 月及び 10 月版領事団リストでは「独逸総領事ニテ事務取扱」または「独逸総領事ザッペー事務ヲ取扱フ」とあり、ドイツの在横浜総領事 Eduard Zappe がオランダ国民の領事事務を扱っていたことが判明する。(同総領事は横浜のみならず函館及び新潟に居住するオランダ人の事務も扱ったので、タイトルは “*gérant des Consulats*” となっている。)

(4) 在京オランダ領事館については、全国市長会『市政』1986 年 11 月号の拙稿を参照されたい (101 頁)。

---

13) van Polsbroek 外交事務官は一時ベルギー政府の代理を勤めていたようである。例えば、幕府老中にあてた 1867 年 3 月 28 日 (慶応 3 年 2 月 23 日) 付書簡で Lejeune が「白耳義国ヨリ神戸在勤ノ Consul 二任セラレタル」旨通知し、これに対し幕府老中は 4 月 5 日 (3 月 1 日) 付書簡で同外交事務官に了承の旨回答した (『大日本外交文書』第 1 巻第 2 冊、附録 3、7-8 頁)。



オランダ領事館の所在地 南小田原町四丁目 2 番地。

Mees 名誉副領事は元天野三郎兵衛屋敷を貸し与えられた。東京都編『築地居留地』によると、家賃は 1 ヲ月 50 両であったという (118-9 頁)。筆者の想像であるが、この屋敷は南小田原町四丁目 2 番地にあり、Mees 副領事はここを事務所とし、自身は開市後間もなく南小田原町三丁目 1-9 番地のあたりに開業したオテル・デ・コロニーで起居していたのではないかと推察される。近隣の日本人はこのホテルを「オランダ・ホテル」と呼んでいたが、これはオランダ領事がこのホテルに住み、ここに毎日オランダ国旗が掲げられていたためではないかというのが筆者の想像である。

## 6. 米国

### ●外交史料館資料

「在本邦各国領事任免雑件 米国之部」(6.1.8.3-2)

28	June	1869	Charles O. SHEPARD	領事
....	April	1871	George E. RICE	副領事代理
....	.....	1871	WEILLER	副領事

(1) 1887 年 1 月及び 10 月版領事団リストでは、米国は横浜、神戸・大阪及び長崎に総領事または領事を配していたが在京領事官はいなかった。1874 年 (明治 7 年) 4 月または 5 月、東京築地に公使館が移動したあと (『外務省調査月報』2013 年度/No.1、12-3 頁)、同館領事部が在京米国人の領事事務を扱うこととなったと考えられる。

(2) Shepard 領事にかかる 1869 年 6 月 28 日は、米国の Robert Van Valkenburgh 弁理公使が外国官知事・伊達宗城及び同副知事・東久世通禧あて送付した Shepard 領事の任命につき通知した書簡の日付である。認可日は明らかでない (『大日本外交文書』第 2 巻附録、2-5 頁)。

(3) Shepard 領事は 1871 年 4 月横浜に移り (1871 年 5 月 1 日付 *The Far East*, 6 頁)、Rice 副領事がしばらく代理を勤めた。Weiller 副領事の正確な任命日・認可日は不明である。

(4) 1872 年 3 月、Shepard 領事 (当時は臨時代理公使であった。) は副島外務卿に書簡

を送り、米国は在京領事館を廃止し、在横浜領事が東京を管轄する旨を通知した。

(5) 在京米国領事館については、全国市長会『市政』1986年12月号の拙稿を参照されたい(88-90頁)。

米国領事館の所在地 東京都編『築地居留地』によると、Shepard 領事は明治2年7月、すなわち1869年8月または9月、南小田原町三丁目の家屋(屋敷地坪438坪8合7勺、家作建坪197坪7合)を1ヵ月30両で借りたという(119頁)。しかし、のち彼は築地ホテル館に居住した。1870年8月16日付 *The Far East* は、米国領事が同ホテルにスイート・ルーム(apartment)をもつ、と記述している(2-3頁)。同領事は執務もここで行なっていたのではなかろうか。

## 7. ベルギー

### ●外交史料館資料

「在本邦各国領事任免雑件 白国之部」(6.1.8.3-5)

18	November	1869	Louis STRAUSS	名誉領事
----	----------	------	---------------	------

(1) Strauss 領事の任命及び認可については『大日本外交文書』第2巻、附録2、12-3頁を参照されたい。Strauss は1869年11月18日に認可される前から領事事務を扱っていた様子がうかがわれる(『大日本外交文書』第2巻第1冊、191-4頁)。なお、Strauss は在横浜の Comptoire Belge の頭取(Director)であったが、在京領事に任命されたあとの1870年6月2日(明治2年5月4日)に実施された築地居留地の地所競貸に参加し、8番の地所を落札した。もっとも、この競貸に参加したのは Comptoire Belge の社員で、当時 Strauss 自身はベルギーにいた。築地居留地8番はおそらく Comptoire Belge の東京支店を開設し、あわせて在京ベルギー領事館とする計画であったと思われるが、Strauss は結局日本に戻ることはなかった。「在京ベルギー領事館」は幻に終わった。

(2) 在京ベルギー領事館については、全国市長会『市政』1986年11月号の拙稿を参照されたい(90-1頁)。

ベルギー領事館の所在地 築地居留地 8 番に建設予定であったと思われるが、実際には横浜で活動していたのであろう。

## 8. 北ドイツ連邦 (のちドイツ)

### ●外交史料館資料

「在本邦各国領事任免雑件 独逸国之部」(6.1.8.3-11)

4	May	1870	M. M. BAIR	名誉代理領事、のち名誉領事
1	November	1871	Edward ZAPPE	総領事代理

(1) 北ドイツ連邦の von Brandt 公使は 1870 年 5 月 2 日 (明治 3 年 4 月 2 日)、外務卿等に書簡を送付し、Bair を代理領事 (Consular Agent) に任命した旨を通知した。これに対し、外務卿等は承知の旨回答した。Bair は H. Ahrens 商会のメンバーで、同商会は築地居留地 23 番及び 41 番に地所を所有していた。Bair は明治 3 年 5 月から 1884 年 (明治 17 年) まで在勤した<sup>14)</sup>。

(2) Zappe にかかる 1871 年 11 月 1 日 (明治 4 年 9 月 19 日) の日付は、彼が神奈川県知事に対し、総領事代理の資格で横浜及び東京の領事事務を委任された旨通知した日付である。Bair は 1884 年まで在京領事を勤めたというので、Zappe の着任後は彼の下で活動したことになる。

(3) Zappe の後任者についての情報はない。1887 年 1 月及び 10 月版領事団リストには東京をカバーするドイツ領事官は載っていないので、在京公使館に領事部があったものと考えられる。

(4) 在京北ドイツ連邦 (のちドイツ) 領事館については、全国市長会『市政』1986 年 12 月号の拙稿を参照されたい (91-2 頁)。

北ドイツ (のちドイツ) 領事館の所在地 Bair 領事の任期中は築地居留地 23 番、Zappe は山手居留地 81 に居住していた。

14) Bair 及び Ahrens 商会につき、『国立国際美術館紀要』1983 年第 1 号、宮島久雄「サムエル・ピングと日本」を参照されたい。

## 9. スイス

本稿 III A.17 で述べたように、スイスは 1906 年 (明治 39 年) 5 月に初代公使が信任されるまで領事官によって代表されていた。したがって、同国は 1887 年 1 月版外交団リストには掲げられていない。

## 10. フランス

### ●外交史料館資料

「在本邦各国領事任免雑件 仏国之物」(6.1.8.3-10)

1	July	1870	Oscar COLLEAU	領事
---	------	------	---------------	----

(1) 『大日本外交文書』第 1 巻附録によると、フランスは横浜に領事官 Stanislas de Lapeyrouse を置いていたが、いつ着任したか、また管轄区域がどこであるか等は不明で、資格も Vice-Consul または Consul délégué であるという (20 頁)。

(2) 外交史料館資料 6.1.8.3-10 第 1 巻によると、フランスの Outrey 公使は 1870 年 7 月 1 日 (明治 3 年 6 月 3 日) 付で澤外務卿及び寺島外務大輔に書簡を送り、フランス皇帝が Colleau を日本駐割領事 (Consul de France au Japon) に任命した、同人は本日より在横浜領事館及び各開港場に開設された副領事館を管轄する、と通知した。Colleau は東京を管轄したことになるが、認可がいつであったかは不明で、上表には仮に 1870 年 7 月 1 日の日付を挿入した。

(3) 1871 年版 *The Chronicle and Directory* は、当時フランス公使館員の一人として Colleau 領事を掲げている (表紙裏「江戸」の項)。領事のまま公使館員になったものであろう。すなわち、当時は公使館内に領事部が置かれていたことがわかるのである。

(4) 在京フランス領事館については、全国市長会『市政』1986 年 12 月号の拙稿を参照されたい (91 頁)。

フランス領事館の所在地 公使館が横浜にあったので、Colleau も同地にいたと思われる。

## 1 1. ハワイ

## ●外交史料館資料

「在本邦各国公使任免雑件 布哇国之部」(6.1.8.4-13) / 「在本邦各国領事任免雑件 布哇国之部」(6.1.8.3-15)

....	.....	1872	Eugene Miller VAN REED	総領事
28	December	1875	Robert M. BROWN	総領事
21	October	1878	Harlan Page LILIBRIDGE	総領事
16	July	1881	Robert Walker IRWIN	総領事

ハワイ王国(1893年、女王リリウオカラニが退位、共和国臨時政府が成立して共和国となる。)が日本に置いた外交代表については『外務省調査月報』2013年度/No.1で触れた(21-4頁)。1870年版人名録ではハワイ総領事として Eugene Miller Van Reed の名が掲げられているが、彼は当時は日本政府から認可されていなかった。外務省外交史料館所蔵のファイル 6.1.8.3-15によると、米国の Charles E. De Long 駐日公使は 1872年8月19日、Charles L. Fischer を各開港場のハワイ領事代理(Acting Consul)に任命したが、あるいは彼が最初の駐日領事官であるというべきなのかも知れない。

Van Reed が総領事として認可されたのは明治5年10月、すなわち 1872年11月または12月である。それに先立ち、De Long 公使がハワイ公使を兼ねることとなり、1871年8月14日、信任された。同年11月28日、同公使は Van Reed を総領事に任命、日本政府に認可された。(もし Van Reed が De Long 公使のハワイ公使兼任前に認可されていたとすれば、彼は外交使節の資格を有する領事官となったことになる。) Van Reed 総領事は 1873年1月、病気のため一時日本を離れたが、しばらくは帰任することがなかった。

ハワイ公使館の項の歴任表に Robert M. Brown が代理公使兼総領事として掲げられているが(『外務省調査月報』2013年度/No.1、21頁)、彼は 1874年6月、この資格、すなわち駐日公使兼総領事を付与されたものである。

1880年版人名録ではハワイ総領事の資格で H. P. Lillbridge の名がそれぞれ掲げられている。Lillbridge 総領事は 1880年8月1日付の井上馨外務卿あて書簡で、

不在となるにつき Robert Walker Irwin を総領事代理に任命した旨通知した。1881年4月11日、ハワイ国王は彼を総領事に任命、認可された。その後の Irwin 総領事の動きは必ずしも明らかでない。1885年1月21日、彼は27日にホノルルへ出発するが、不在中は米国の John A. Bingham 公使がハワイ総領事館の館務を取扱う旨井上外務卿に通知、外務卿は1月24日、承諾した旨回答した。

『外務省調査月報』2013年度/No.1では Irwin が1886年(明治19年)9月24日、ハワイの弁理公使 (ministre résident) として信任されたと述べたが、この点は未確認である。彼は1891年4月1日、青木周三外相に対し在横浜総領事に任命された旨通知、日本側は同月22日、これを認可した。

ハワイ領事館の所在地 Lillbridge 総領事は横浜居留地86番を住所としていた。ハワイ総領事で東京に居を構えたのは Irwin であると考えられる。1887年1月版の外交団リストによると彼の住所は “No.5, Sakaitcho, Shiba” であるが、これはハワイ総領事館のアドレスでもあった。1888年版人名録によると、“5, Kiridoshi, Sakaicho, Tokyo” を住所としていた。

## 12. ペルー

### ●外交史料館資料

「在本邦各国領事任免雑件 秘国之部」(6.1.8.3-16)

27	August	1873	Oscar HEEREN	名誉総領事
12	June	1874	Théophile GRENET	名誉総領事
15	February	1875	Pietro CASTELLI	名誉総領事代理
23	August	1877	Carl ROHDE	名誉領事
....	June	1886	José DELVAT	総領事

(1) ペルーのリヴァ・アグエロ外相は1872年12月19日(明治5年11月19日)、日本に出発する直前の Aurelio García y García 公使(III A.13参照)に書簡を送り、パルド大統領は東京に居住する Heeren を在横浜名誉総領事に任命した、なるべく早く日本政府に対し認可を要請されたい、と述べた。大統領は12月14日付で Heeren に対する委任状を発出したが、これには Heeren の資格を “Cónsul General de la

República en Yedo”としており、当時のペルー政府にとり東京はまだ江戸であり、また東京と横浜との区別もはっきりしていなかったのではないかも知れない。

それはともかく、García y García 公使一行は 1873 年（明治 6 年）2 月 27 日に横浜に到着、上京して築地居留地 17 番の建物に落ち着いた。筆者の想像であるが、この建物はペルー総領事に任命された Heeren がその持主からあらかじめ借入れておいたものではないかと考えられる。8 月 21 日、García y García 公使は日本政府と和親仮条約を締結、同月 27 日、副島種臣・外務卿は同公使に Heeren の領事官としての資格を認める旨通知した。

(2) Heeren 名誉総領事は 1873 年 8 月 27 日から同年 10 月 29 日まで在勤した。彼の帰国後（2. スペインの項参照）、後任者が数名任命されたが、多くの場合、認可日がわからない。Grenet については認可されたときすでに離日していた。離日前の 6 月 2 日、彼はイタリアの Frank Bruni 副領事に職務を移嘱した旨 García y García 公使に通知したが、日本政府がこれを認可したか否か不明である。1874 年 8 月、在横浜イタリア領事として Castelli が着任、Bruni に代わって同地のペルー総領事代理となった。上表の日付は、ペルーの日本兼清国駐劄初代代理公使となった Juan Federico Elmore が清国から寺島外務卿あて任命方を通知した書簡の日付である。なお、José Delvat はスペインの駐日弁理公使であった。いずれにせよ、Grenet 以降の領事官は横浜を管轄区域としており、厳密には Heeren 総領事の後任者とはいえないのかも知れない。

(3) ペルー政府は 1909 年（明治 42 年）1 月 22 日、Dr. Enrique A. Vigil を在京名誉領事に任命したが（1909 年 2 月 16 日付ペルー官報、2-3 頁）、同人はこの任命を受諾しなかった。

(4) 1887 年 1 月及び 10 月版領事団リストでは横浜を管轄する Carl Rohde 領事が不在で、Eugenio von der Heyde が“chargé du Consulat a.i.”となっている。von der Heyde が民間人であるかは不明である。

(5) 在京ベルギー領事館については、全国市長会『市政』1986 年 12 月号の拙稿を参照されたい（90-1 頁）。

ペルー領事館の所在地 Heeren は名誉総領事館を居留地 31、32 番に設置した。彼の後任者は横浜にいたと思われる。

### 1 3. 清国

#### ●外交史料館資料

「在本邦各国公使任免雑件 支那之部」(6.1.8.4-16) / 「在本邦各国領事任免雑件 支那之部」(6.1.8.3-17)

2	February	1878	范錫明	領事
3	March	1882	陳光頤	領事
7	October	1884	郭萬俊	領事
....	.....	.....	陳允頤	領事
8	January	1885	阮祖棠 (YUEN Tsu Tang)	領事

(1) 清国が日本に最初の外交代表として何如章・特命全権公使を派遣したのは 1877 年(明治 10 年) 12 月であるが、それ以前から清国は日本各地に領事官を置いていた。しかし、その状況は必ずしもはっきりしない。1878 年(明治 11 年) 1 月 14 日、何・公使は寺島宗則・外務卿に対し、范錫明氏が東京、横浜、函館を管轄区域とする領事として任命された旨を通知、同外務卿は 1 月 22 日付で承諾の旨回答した<sup>15)</sup>。したがって范・領事が最初の在京清国領事官ということになるが、1 月 26 日、何・公使は寺島外務卿に対し、在横浜の范・領事をして在京領事を兼任せしめることを連絡してきた。2 月 2 日、外務卿は承知の旨回答している。上表では、この日付を採用した。

1887 年 1 月版の領事団リストによると、清国は横浜、東京、函館、新潟及び夷を管轄区域とする Yuen-Tsu-Tang 領事を、神戸及び大阪には Hsu-Cheng-Li 領事、また長崎には Tsai-Sien 領事をそれぞれ置いていた。10 月版リストによると Yuen-Tsu-Tang 領事は横浜及び東京のみを管轄している(居所は横浜)。神戸及び大

15) 1884 年(明治 17 年) 2 月 13 日、清国公使は外務卿に対し、在横浜領事が新潟・夷港を兼任する旨通知、外務卿は 2 月 16 日付で承知の旨を回答した。当時の在横浜領事は 2 代目の陳・領事であった。



阪に Hsu-Cheng-Li 領事、長崎に Tsai-Sien 領事を置いていることに変化はないが、新たに函館、新潟及び夷港に Liu Kun 副領事を配置している。なお、Yuen-Tsu-Tang の漢字による綴りは阮祖棠である。

(2) 清国は東京在住の領事官は置かなかった可能性がある。しかし、在横浜領事館員が東京に置かれていたこともあった模様である。その場合、築地居留地 8 番 (のち明石町 8 番地)、さらに 7 番 (のち明石町 7 番地) に移った可能性がある。

阮・領事の後任は羅嘉杰・領事であるが (1888 年 = 明治 21 年 1 月認可)、1891 年 (明治 24 年) 8 月から清国公使館員が在京副領事を兼ねるようになった。

(3) 清国では 1911 年 (明治 44 年) 10 月辛亥革命がはじまり、革命の先覚者である孫文が臨時大統領に推され、翌 1912 年 1 月 1 日、中華民国を発足させた。しかし、これは本稿がカバーする期間より後のことである。

清国領事館の所在地 上述したように、一時期明石町 8 番地、のち 7 番地に移った可能性がある。

#### 14. チリ

##### ●外交史料館資料

「在本邦各国領事任免雑件 智国之部」(6.1.8.3-20)

25	August	1908	Richard KIRBY	名誉領事
----	--------	------	---------------	------

(1) チリの名誉領事館は築地居留地の廃止後に旧居留地、すなわち京橋区明石町に開設されたものである。本稿 IIIB. 「領事団」冒頭の(8)を参照されたい。

(2) Kirby 名誉領事は 1911 年 (明治 44 年) ごろまで在勤した。チリは Kirby 名誉領事の離任後は東京に領事官を任命しなかった。同国が日本に特命全権公使をはじめて派遣したのは 1899 年 (明治 32 年) 7 月 6 日のことである。すなわち、同日、Don Morla Vicuña 公使が信任された。(『明治天皇紀』第九、680 頁。本稿冒頭に記事を引用した。) よって、Kirby 領事は 1899 年 7 月まで外交使節の性格を付与されていたといえるであろう。

(3) チリ領事館については『市政』1987年2月号の拙稿を参照されたい(119-122頁)。  
チリ領事館の所在地 明石町8番地、のち7番地。

\* \* \*

#### 付・その他の国の領事官

以上14カ国の在京領事官について述べたが、1887年1月領事団リストによると、うちチリの領事官はもはや掲げられておらず、その一方でオーストリア・ハンガリー、デンマーク、ロシア及びスウェーデン・ノルウェーの4カ国の領事官が掲示されている。しかし、(1) オーストリア・ハンガリーについては横浜以外の開港場(*autres ports ouverts*)ではイギリス領事官が同国の領事事務を扱っており、東京についても同様であろう。(2) デンマークは横浜、神戸、長崎及び函館のそれぞれに総領事または領事を置くのみで、東京については公使館が領事事務を扱っていたと思われる。(3) ロシアは横浜、長崎及び函館のそれぞれに領事を配し、神戸についてはドイツ領事館がロシアの領事事務を扱っていた。また、(4) スウェーデン・ノルウェーの場合は横浜、東京、函館及び新潟についてはドイツの在横浜総領事 *Eduard Zappe* が *Gérant des Consulats* であった(神戸、大阪及び京都は *Charles Braess* 領事が管轄)。

(未完)

(筆者は愛知大学国際問題研究所客員研究員(元外務省員))